

隣保館だより

編集 下榎隣保館
〒689-4526 日野町下榎 157 番地 1
電話：72-1191 (FAX 兼)
E-mail：rinpokan@town.hino.tottori.jp

【研修会参加報告】

「鳥取県ネットモニタリング・ネットワーク

研修会」に参加して

人権センター所長 田貝嘉彦

9月28日、倉吉市で鳥取県ネットモニタリング・ネットワーク研修会が開催されました。

【内容】

▼インターネット掲示板におけるルール（禁止事項など）について

インターネット掲示板のサイトごとにガイドラインが作成されており、不適切なものについては、それぞれの管理者に削除要請をする。

▼インターネットモニタリング・マニュアルについて

インターネットモニタリング・マニュアルの作成例が示された。

▼効率よくモニタリング・削除要請実務を行うために成功（削除できた）事例の手法

削除方法については掲示板ごと違うので、それぞれの手順で削除を依頼する。削除してほしい内容が削除項目に該当しなければ削除されないの、どの項目にあたるのかを訴える。要請をしたからといって必ず書き込みが削除されるとは限らないので、1回であきらめず、複数回削除要請をするな

ど、工夫が必要である。
▼ネットモニタリング・削除要請の実務について

実際に削除要請してみないとわからないこともあるので、担当者の連携やネットワークが大切である。

【感想】

インターネットが生活の一部となり、店に行かなくても買い物ができるなど、インターネットで生活は便利になってきました。携帯電話を使って自宅で支払いができるなど、機能は確実に広がっています。

一方で、そうしたインターネットの普及などで自由に発言できる機会が増えたことで、軽い気持ちで書いた言葉が人を傷つけていると気付けなくなっています。不適切な書き込みの削除も大切ですが、書き込まれたことで傷ついている人がいると気付ける社会であってほしいと思います。



人権あれこれ Part2 ～新型コロナウイルス編～

新型コロナウイルス感染症はいまだにわからないことが多く、未知の不安から、私たちの生活や経済に大きな影響を及ぼしてきました。そして、新たな偏見や差別を生み出しています。

「私たちが克服すべき相手はウイルスです。一日も早く安定した日常生活を取り戻すためにも、正しい理解を深め、差別や偏見のない社会をめざしていきましょう。」



.....11月の行事予定.....

◆生け花（草月流）

日時：11月21日（土）

場所：下榎集会所 / 講師：生田清子さん

◆「出前公民館」みんなでうたおう♪

日時：11月16日（月）13：30～15：00

場所：老人憩の家

◆創作教室

内容：寄せ植え

日程などは調整中です。お楽しみに！

※参加申込みなど、詳しくは下榎隣保館（電話 72-1191）までお問い合わせください。
皆さんの参加、お待ちしております♪

農業委員会だより No.83

農業委員会の集落訪問を行いました

9月11日、三土集落を訪問し、今後自分たちの集落・農地をどうやって守っていくのか、耕作放棄地を有効活用する方法などについて話し合いを行いました。

農業委員会では集落訪問を行い、守るべき農地を明確化する取り組みを行っています。訪問する際は、集落の皆さんに声かけをすることがありますので、ご協力をお願いします。

▶集落の農地について真剣に語り合いました



持続化給付金のお知らせ

個人農業者の皆さんも対象です！

～最大100万円が給付されます～

「持続化給付金」は、新型コロナウイルス感染症拡大により特に大きな影響を受けた事業者に対して、事業の継続を下支えするために支給するものです。パソコン・スマホからでも申請可能です。

【対象】 新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより「令和2年1月～12月のいずれかひと月の事業収入」が「昨年税務申告した年間事業収入を12で割った額（昨年の平均月収）」の50%以下の事業者（農業者）の人。

【相談ダイヤル】

持続化給付金事業コールセンター（電話 0120-115-570）

受付時間：午前8時30分～午後7時（※土曜を除く）

【！注意】 「持続化給付金」を装った詐欺にご注意ください。



農業者年金に加入しましょう

1. 農業に従事されている方は誰でも加入できます。60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民保険料納付免除者を除く。）であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

2. 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます。自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決めることができます。（月額2万～6万7千円の間で千円単位）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

3. 税制面で大きな優遇措置があります。

▼支払った保険料は、全額、社会保険料控除対象となります。▼将来受け取る農業者年金には、公的年金等の控除が適用されます（65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、全額控除できます）。